

利用者負担割合などが変更になる

介護保険制度の維持やサービスの質の確保・向上のため、制度が改正されました。これに伴う8月からの変更点についてお知らせします。

利用者負担割合

介護サービスを利用した際、65歳以上で一定所得以上の人の自己負担分が、現在の1割負担から2割負担に変更されます(図1参照)。64歳以下の人はこれまで通り1割負担です。

市では、要介護・要支援の認定を受けている人に負担割合が記載された負担割合証を8月に郵送します。サービスを利用するときは、負担割合証と介護保険証と一緒にサービス事業者や施設に提示してください。

高額介護サービス費

介護サービスの1カ月の利用者負担額が上限額を超えた場合、申請することで超えた額が高額介護サービス費として払い戻されます。その上限額の一部が変更されます。

表1 高額介護サービス費

区分	上限額(月額)	
	現行	変更後
市民税課税世帯の人	37,200円	44,400円 37,200円
世帯全員が市民税非課税で、年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	24,600円	変更なし
世帯全員が市民税非課税で、年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	15,000円	
生活保護受給者など	15,000円	

(表1参照)。

同一世帯に課税所得が145万円以上の65歳以上の人がいる場合は、上限額が4万4,400円になります。

ただし、同一世帯内の65歳以上の収入の合計が520万円(世帯内の65歳以上が本人のみの場合は383万円)に満たない人は、基

準収入額適用申請書をあらかじめ市に提出することで現行の上限額となります。

食費・居住費の負担軽減

世帯全員が市民税非課税の場合、申請することで施設サービス利用者の食費・居住費を軽減する制度があります。その支給対象者の要件が変更され、次の場合は対象外になります。

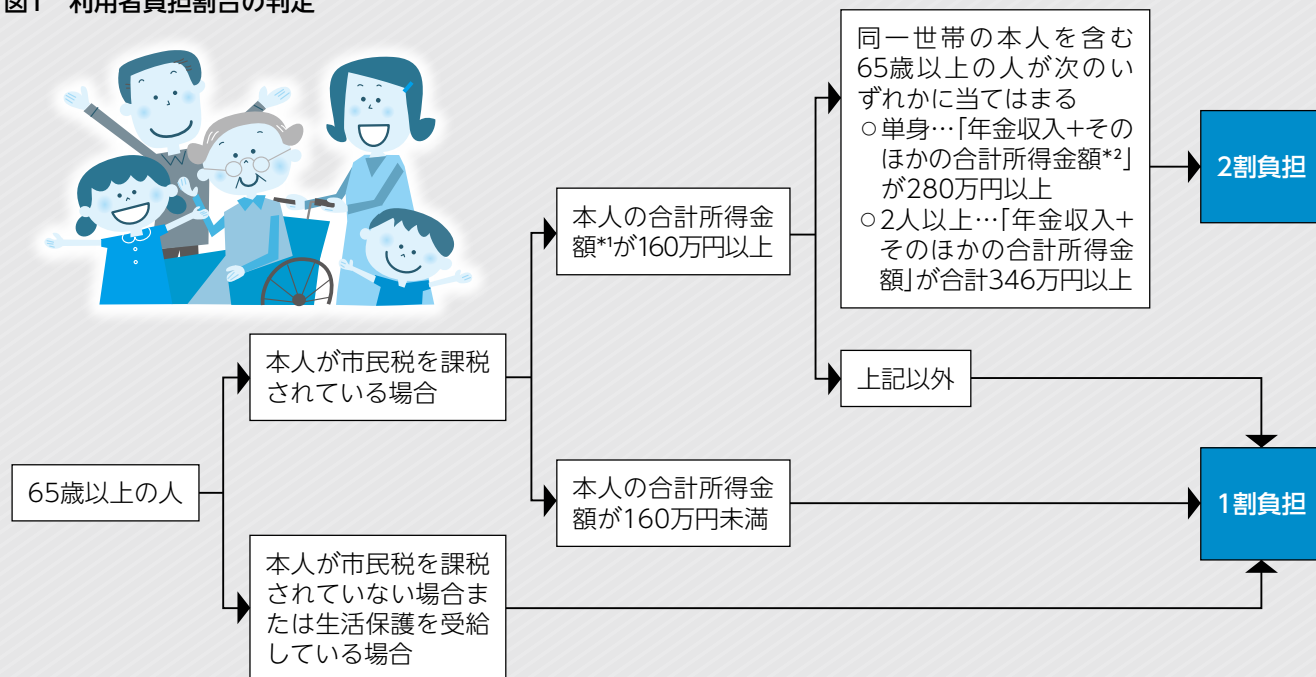
- 預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- 世帯が別であっても配偶者に市民税が課税されている場合

特別養護老人ホームの相部屋代

相部屋(多床室)の入所者のうち、市民税課税世帯の人などは、光熱費のほかに新たに室料相当を含めた居住費を負担することになります。具体的な金額については、各施設に問い合わせてください。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

図1 利用者負担割合の判定



*1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を差し引いたもので、基礎控除や人的控除などを差し引く前の所得金額です

*2 そのほかの合計所得金額とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額です